# 1. 憲法から見た「東西」と「南北」―「四つの'89年」とその後

- 1. 1689年、1789年、1889年、1989年
- 1215年 マグナ・カルタ→国王も法の支配下 ※中世立憲主義
- 1689年 権利章典(不文憲法)
- 1690年 ジョン・ロック『市民政府二論』
- 1776年 アメリカ独立宣言
- 1788年 アメリカ合衆国憲法=世界最古の成文憲法
- 1789年 「人および市民の諸権利の宣言」(人権宣言)※(近代)立憲主義 「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法をもたない」(人権宣言第16条) 身分的権利ではなく人としての権利=人権 プロパティ=生命、自由、所有権
- 1889年 大日本帝国憲法(法の継受)
- 1989年 天安門事件

東欧革命 (ルーマニア以外は無血革命) →ビロード革命 (チェコ)

・ ポーランド、ハンガリーの民主化

社会契約論(契約による国家論) ⇔抵抗権

- ・ ベルリンの壁崩壊とドイツ再統一
- ・ ブルガリアの民主化
- ・ ビロード革命
- ・ ルーマニア革命
- 冷戦構造の崩壊→市場万能の世界観(フランシス・フクヤマ『歴史の終わり』) 1992
- 宗教原理主義との戦い→9.11 (サミュエル・ハンチントン『文明の衝突』) /996
- アラブの春(2010~2012年)→ジャスミン革命(チュニジア)
- 2. 権利保障と権力分立―その具体的あり方の変遷

「<u>恐怖</u>と<u>欠乏</u>から免れ、<u>平和のうちに生存する権利</u>を有する」(日本国憲法前文) 「言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害」(国連憲章前文)

- 恐怖から免れる自由=(政治的)自由権 ※19世紀
- 欠乏から免れる自由=生存権、社会権 ※20世紀
- 平和のうちに生存する権利=平和的生存権 ※21世紀

## ☆ 権力分立

立法:議会の役割

行政: 行政権の拡大

司法: 違憲審査の担い手としての裁判所

## ☆ 近代立憲主義の核心

- ① 個人の尊厳・自己決定=「自分のことは自分で決める」
  - →民主主義の大前提
- ② 「それでもそれを決めてはいけない」原則がある
  - →立憲主義の大前提
- ※ 民主主義と立憲主義の緊張関係
- 3. 「人類普遍の原理」―西洋近代文明の光と影

国内では民主主義、国外では帝国主義

- →植民地は「国際法上は国内」(不干渉原則)、「国内法上は国外」(権利保障は及ばない)
- 立憲主義は西欧の価値観の押しつけか? (西欧立憲主義における普遍性)
- 西欧立憲主義の文化的帝国主義には警戒が必要であったとしても、独裁体制を正当化することはできない(⇔文化的相対主義)

#### ◎ 普遍主義者の主張

- 「生命の尊厳」・「人権の尊重」・「法の公正」などは人類にとっての普遍的な価値である。したがって、世界には、正しい価値、正しくない価値、条件付きで正しい価値など、価値(観)の序列・優先順位が存在している。
- ◎ 相対主義者の主張
- 世界は多様な国家・民族・文化で構成されているのであるから、ある価値観が優れていて、他の価値観が劣っていると言うことはできない。 したがって、すべての価値(観)は 等しく尊重されるべきである。

- ① 「自由」と「民主主義」といった普遍的価値を掲げて、国際社会が諸国家の政治体制を変えること(例えば独裁国家を民主化すること)は正当化されるのか?
- ② 普遍的と呼ばれている価値の多くは欧米に由来しているが、これらは普遍的な価値などではなく、単に欧米固有の価値観を世界に押し付けているだけではないのか?
- ③ ユダヤ人の排斥(ナチス)やアパルトヘイト(南ア)も等しく尊重される価値と言えるか?
- ④ 「すべての価値(観)を 等しく尊重する」とは結局「人それぞれ」ということであって、諸国家間の無関心を助長し、国際社会の連帯や共同体意識を損なうものではないか?
- ⑤ 相対主義という主張自体が「クレタ人のパラドクス」であって論理として成り立たないのではないか? (相対主義という主張自体が相対化されうるのではないか…)

(『詳説世界史』山川出版:151、207、225、228 頁より)

#### マグナ=カルタ(抜粋)

- 1. まず第一に、脱は、イングランドの教会は自由であり、その権利を減ずることなく、その自由を侵されることなく有すべきことを、神に容認し、この朕の特権状によって、朕および朕の後継者のために永久に確認した。……
- 12. いかなる軍役免除金量また御用金図も,王国の全体の協議によるのでなければ,朕の王国において課せられるべきでない。ただし,朕の身体を請け戻し図,朕の長子を騎士に叙し四,朕の長女を一度結婚せしめる場合は除かれる。そしてこれらについても正当な御用金のみが課せられるべきである。またこのことはロンドン市からの御用金についてもあてはまるべきである。
- 13. またロンドン市は、すべてのその古来の特権と、水路陸路を問わず自由な関税とを有すべきである。さらに朕はすべての他の都市、市邑、町、港がすべてその特権と自由な関税とを有すべきことを望み、また認可する。
- 注 **1** 王に従って戦いにおもむくかわりにだす金。② 王に対する臨時の献金。③ 王が捕虜になった際、身代金をはらうため金が必要な場合をさす。④ 王の長子が騎士叙任の式をあげるのに金が必要な場合をさす。

#### 権利の章典(抜粋)

議会の上下両院は……古来の権利と自由 をまもり明らかにするために、次のように 宣言する。

- 1. 王の権限によって,議会の同意なく,法を停止できると主張する権力は,違法である。
- 4. 国王大権

  □と称して,議会の承認なく,王の使用のために税金を課することは, 違法である。
- 6. 議会の同意なく、平時に常備軍を徴募し維持することは、法に反する。
- 8. 議員の選挙は自由でなければならな
- L'a
- 9. 議会での言論の自由、および討論・ 議事手続きについて、議会外のいかなる場 でも弾劾されたり問題とされたりしてはな らない。
- 13. あらゆる苦情の原因をただし、法を修正・強化・保持するために、議会は頻繁に開かれなければならない。
- 注 1 君主がもつとされた特別の権限。

#### アメリカ独立宣言(抜粋)

われわれは次のことが自明の真理である と信ずる。すべての人は平等に造られ、造 化の神によって, 一定の譲ることのできな い権利を与えられていること。その中には 生命、自由、そして幸福の追求がふくまれ ていること。これらの権利を確保するため に、人類の間に政府がつくられ、その正当 な権力は被支配者の同意にもとづかねばな らないこと。もしどんな形の政府であって もこれらの目的を破壊するものになった場 合には、その政府を改革しあるいは廃止し て人民の安全と幸福をもたらすにもっとも 適当と思われる原理にもとづき、そのよう な形で権力を形づくる新しい政府を設ける ことが人民の権利であること。以上である。 ……現在のイギリス王の歴史はたび重なる 毎年と権利侵害の歴史である。すべては, わが諸州の上に絶対専制政治を打ち立てる ことを直接目的としているのである。以上 のことを立証するために, 公正な世界に向 かってあえて事実を提出する。

#### 人権宣言(抜粋)

第1条. 人間は自由かつ権利において平等 なものとして生まれ、また、存在する。社 会的な差別は、共同の利益にもとづいての み、設けることができる。

第2条. あらゆる政治的結合(国家)の目的は、人間の自然で時効により消滅することのない権利の保全である。それらの権利とは、自由・所有権・安全および圧政への抵抗である。

第3条. あらゆる主権の原理(起源・根源) は、本質的に国民のうちに存する。いかなる団体、いかなる個人も、国民から明白に由来するのでない権威を、行使することはできない。

第17条. 所有権は神聖かつ不可侵の権利であるから、何人も、適法に確認された公共の必要が明白にそれを要求する場合であって、また、事前の公正な補償の条件の下でなければ、それを奪われることはない。

正式には「人間および市民の権利の宣言」という。

# 【次回の範囲】

『憲法入門』Ⅱ章 『憲法主義』12-45 頁